

入間市 訪問型サービスA2(独自) 令和8年6月1日～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A2 2411	訪問型独自サービス21	□ 1月当たりの 回数を定める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	注1	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位			179
A2 2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位			220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位			163
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	□ 1月当たりの 回数を定め る場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算		-2
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画 未策定減算	□ 1月当たりの 回数を定め る場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算		-2
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建 物の利用者等に サービスを行う 場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%加算			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算			
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算			
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算			

注1 □については、1月につき3,727単位の範囲で所定単位数を算定する。

水色 は、令和8年6月から新たに設定されたコード
 黄色 は、令和8年6月に変更した項目、単位